

## 令和元年度第1回高知県障害者施策推進協議会の概要

1 日 時 令和元年8月26日（月） 14時00分から16時45分

2 場 所 高知城ホール 4階 多目的ホール

3 出席者

### 【委員】

入江委員、岡村委員、片岡委員、久保委員、鈴木委員、竹島（春）委員、竹島（和）委員、津野委員、西村委員、平野委員、福島委員、松浦委員、松本委員、眞鍋委員、南委員、宮崎（俊）委員、宮崎（保）委員

（20名中18名出席）

### 【事務局】

福留地域福祉部長、西野障害福祉課長、山崎障害保健支援課長他

4 議事内容

- （1）障害のある人もない人も安心して暮らせる高知県づくり条例（仮称）について  
事務局から条例の概要（障害福祉課）、条例検討委員会会長から第1回検討委員会の概要について説明した後、質疑応答
- （2）障害者雇用について  
事務局から前回協議会の質問等事項に対する回答、説明（人事課・行政管理課）の後、質疑応答
- （3）バリアフリー観光推進事業について  
事務局からの説明（おもてなし課）の後、質疑応答
- （4）その他報告事項  
事務局から、前回協議会の質問等事項に対する回答（障害福祉課）の後、質疑応答

## 【質疑応答要旨】

### (1) 障害のある人もない人も安心して暮らせる高知県づくり条例（仮称）について

(委員)

・パブリックコメントを行い、県民の声を拾った方が良い。条例ができた後では内容をひっくり返すことができないので、もう少しストライクゾーンを広く検討していただきたい。

(事務局)

・パブリックコメントについては、法務課と整理している。周知に関しては条例を制定するに当たり、大変重要であると考えている。スケジュール表のとおり、広報広聴課で実施している県民世論調査のなかで、条例制定に向けてのご意見を県民の方にお聞きするように考えている。また、障害施設や障害者の団体、特別支援学校の皆様には別途アンケート調査を行うことも考えている。条例を制定する前に、広くご意見をいただきながら、条例に盛り込まれるような流れで進めていきたい。

(委員)

・パブリックコメントするかどうかを伺っている。パブリックコメントの手続を実施するかどうかを、分かりやすく書いていただきたい。

(事務局)

・県の規則や要綱など、県民皆様の生活に関わるものは、意見を聞くことが大事ということは大前提。ただ、条例についてはパブリックコメントの代わりに、県議会において、県民の皆さんの代表である議員の皆様が徹底して議論をする。一方で、こういった公の議論の場のない規則や、県民生活に関わりのある要綱、県の計画等は、パブリックコメントを行っている整理になっている。本条例をどう進めていくか検討する必要があると思っている。

(委員)

・条例文案にある「障害者」の定義について教えてほしい。「日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」と定義のなかにあるが、この「相当な制限」の基準とはどういったものか。

(事務局)

・一定、障害種別や程度によって、受ける制限等、状況は様々かと思う。例示ができれば分かりやすいと思うが、基準については、なかなか難しいので検討させてほしい。

(委員)

・補足させてほしい。「相当な制限」という表現は、障害者基本法からの抜粋と思う。そして「相当な制限」は、各障害者福祉法等に記載されている定義。恐らくこの条例の定義も、各法律上の定義によるものになるかと考える。

(委員)

・知的障害のある人は、なかなか自分から求める配慮を発信できない。生きづらさを感じている知的障害のある人はたくさんいると思うので、相当な制限の定義を知りたかった。

(委員)

・障害者差別解消法的前提となる障害者権利条約のなかにもある合理的配慮の提供に関連する内容かと思う。この合理的配慮とは、国際的にもケースバイケースだと整理されている。つまり、個々人によって制限を受ける状況は異なるので、個別事例で考え

ていくことになる。

(委員)

・事務局からの説明で聞き逃したが、合理的配慮の提供義務について、都道府県条例において、事業者に義務としているところは13箇所、努力義務のところは何県か。

(事務局)

・全都道府県、制定済みの都道府県34県のうち義務が13県、残りの21県が努力義務。

(委員)

・合理的配慮とは個人によって違う流動的なものと聞いた。私個人の意見としては、合理的配慮の提供を義務とすることで事業者を締め付けるようなものではないと思うので、高知県の条例でも義務が良いのではないかと考える。

・また、事務局からの説明で、あまり難しい言葉や一般的でない言葉を使わないでほしい。

(会長)

・様々なご意見ありがとうございました。条例については、条例検討委員会において、本日いただいたご意見も踏まえて協議を深め、その審議経過についてまた報告すること。

## (2) 障害者雇用について

### ①前回の質問等に対する回答【医療センターの障害者枠の雇用について】

(委員)

・法定雇用率については、達成しているということか。

(事務局)

・法定雇用率は確認していない。また、正職員の募集はしていないが、30年度以降は非常勤で障害のある方を5名雇用していると確認している。

### ②本題

(会長)

・法定雇用率の関係で、種別ごとの人数等については書面で配布することが可能か。

(事務局)

・可能と思われるが、提出方法は事務局で相談したい。

(委員)

・概要の支援員3名の採用に当たり、障害者種別が3種、4種にまたがっている中、障害者に対しての理解があるかどうかの検討をしたか。例えば採用するに当たり、事業所の現場へ見学に行くなど、どういう事を行っているかを検討項目に入れているのかを教えてほしい。

(事務局)

・支援員3名について、うち一人は准看護師の有資格者であり、福祉施設に勤めた経験が少しある。あとの2名は、そういった経験がないため、支援員の採用を決めた後、障害福祉課を含めて相談し、施設の現場を見学しながら、支援のスキルアップを進めている状況。

(委員)

・ワークステーションのスタッフに対する支援等の状況について資料に記載があるが、当該スタッフの受入れ先である事業所等では十分な配慮の中で、支援計画を作って十分に働いているが、さらに支援状況を記載するという事は、現在も支援が必要ということか。

(事務局)

・個別の支援計画は課題である。5月に採用し、少しのトレーニング後6月にワークステーションでの業務が始まり、業務にも慣れていってもらっているところ。最終的には就職につなげてもらいたいが、支援員を含め、こういったサポートをしていくか検討段階であり、大きな課題と認識して取り組んでいる。

(委員)

もう一点。募集要項の任用条件の「再度の任用」に最長3年間とあるが、その先は、スキルアップして企業へ送り出すという思いがあると思うが、企業とマッチングができなかった場合、再雇用を検討してもらえるのか。要するに、企業とタイアップしてこういう仕事でスキルアップできましたよ、こんなことができますよということのある程度企業に向けて発信し、採用雇用率を上げていくような流れ。これをどのように考えているか教えてほしい。

(事務局)

・現在ワークステーション以外の枠で、各課でも障害のある方が働いているが、その方たちにも年限を設けている。3年間でいろんな経験を積み、就職等に関する情報を提供し、ステップの場として活用してもらいたい。今の段階では、就職あっせんまでの機能はなく、事務系の仕事経験を積む機会が少なかった方が多いので、ワークステーションで事務的なスキルをつけて、次へ進んでいただけるよう支援をしたいと考えている。

(委員)

・非常勤職員が10名いるが、就労継続支援A型事業所から来ているのか、一般の企業から来ているか可能であれば公表してほしい。例えば、A型から来る流れについては素晴らしいと思うが、県の非常勤職員になるために一般企業から県のほうに人が流れてしまっていないか教えてほしい。特に知的障害の場合はどうか。

(事務局)

・面接の中で、民間企業に勤めていたと話を聞いた方が1名いたが、事務的な職種ではなかったためワークステーションを選んだと聞いている。

(委員)

・前回ワークステーションの話を聞いたとき、私個人は違和感と分からない点があった。ワークステーションは、雇用の場ではなく、訓練の場のような意味合いを感じる。3年の年限や、より多くの方に活用してもらいたいということは、つまり3年をサイクルに新しい人を入れるというのは、雇用ではないのではないか。

・人事課も含め、障害者雇用の人数整理として、雇用期限を定めない人と期限を定める人で分類をしていただきたい。我々が一番知りたいのは、障害者の多くが雇用期間の定めのない、いわゆる正職員に採用されるのは非常にまれだが、我々関係者はできるだけ雇用期限の定めのない雇用をしてほしいという希望を持っており、その人数をしっかりと押さえておきたいので、ぜひそういった資料の提供をお願いしたい。

(事務局)

・期限の定めがあるかないかでいうと、正職員と非常勤職員という形で分かれる。単純に人数であれば、実人員で 77 名のうち正職員が 40 名、非常勤職員が 37 名。

(事務局)

・障害者雇用枠でなくとも、常勤職と非常勤職が分かれる。常勤職は異動で配置転換となるが、非常勤職は業務内容が相談業務であったり、異動がなかったりするため、選択してもらえる状況であり、正職員と非常勤職員両方とも募集をしている状況。ワークステーションは非常勤職員の中の、さらに 1 つの形態。

(委員)

・ワークステーションの全員が、雇用期間の定めのある最長 3 年で、ワークステーションで働くことで、正規職員になる道は閉ざされてるという意味ではないのか。それはちょっと異常ではないか。

(会長)

・南委員の意見の趣旨は、ワークステーションをもって通常の障害者の雇用試験が無くなっていくのではないかと。

(事務局)

・ワークステーションで勤務いただいている状態で、正職員の募集に応募いただいて構わない。スタッフの方には、正職員の募集をお知らせしている。

(委員)

・まとめると、正職員への応募は可能で、3 年間の期間での雇用でも構わない方はワークステーションに応募してくるといふ考え方なのか。

(事務局)

・選択していただく、そういうつもり。

(委員)

・難病患者の方は法定雇用率に入っていないため、なかなか事業主から採用してもらえない現状がある。また、事業主側が手当等の制度を知らず、手続をしないで辞める方もいる。事業主には産業保険センターがあることを知ってもらいたい。9 月には障害者の就労の合同説明会がある。難病患者の方も障害者の窓口で登録すれば参加できるが、法定雇用率の人数に入らないこと、また事業主が難病についてあまり知らないことが課題。

・労働局にもお願いしなくてはいけないが、ハローワークの難病患者就職サポーターが難病患者だけでなく、事業主の相談も受けられるようにしていただきたい。難病の方は、今日まで元気に働いていても、明日病院へ行ったら難病と突然診断を受ける方もいる。すぐに辞めなくても、いずれは辞めないといけないと考える方が多い。辞めなくていい人も病気なのでと辞めてしまう人もいる。ぜひとも産業保険センターがあること等を知らせてもらいたい。

・先日、総合就職説明会の中で、出張相談として難病相談支援員がブースを置かせてもらえないかと相談をしたが、高知市以外の地域で相談に来られない方がいるための出張相談で、市内への出張は無理だと言われた。本当に難病患者の方々には就労で困っている。雇ってくれる事業主が難病を理解してくれないと採用がないので、出張相談ができるようにしていただきたい。IT 関係で活躍していたという方も、体調によっては在宅ワークも難しい。しかし、素晴らしい技能を持った方、スキルを持っている方がたくさんいるので、難病患者の方が法定雇用率にカウントされないことだけで拒まれるこ

とがないよう、事業主にもっと難病の雇用について周知を進めていただきたい。

・また、体を使って労働している方たちが難病になったとき、ポリテクセンター等で職業訓練をやっているが、体調や通院のため、数ヶ月間、職業訓練に行けない日がある。それなら訓練を受けられないと窓口で言われるので、難病患者が訓練できるようなシステムであればいいと思う。今日は労働局の方もおいでしているので、それも考えていただいたり、県としては事業所のほうに難病患者の採用と、そういう窓口もあるということも周知等いただけるようお願いしたい。

(事務局)

・就労支援の一環で、県下の企業訪問をしているが、難病患者の方の雇用の際にはお考えいただきたいと、そういったお話しもさせていただく。

(委員)

・ハローワークの難病患者就職サポーターは、ここ数年1名をハローワーク高知に配置している。また、活動日数も限られている。難病の方に対応できるコーナーが出来上がった頃には、あまり相談等なかったが、求職者の方が日々おいでる中で相談を重ねている。

・企業への制度等 PR は、確かにまだまだというところ。ただ、サポーターのほうも求人開拓も含め、企業へ訪問している。各ハローワークには、求人支援員を通じて、難病患者の方々への支援方法や難病そのものへの理解が十分でない企業も多いため、国で難病患者の方を雇用された場合に出る補助金、助成金等を併せて周知している。

・また、ポリテクセンターの職業訓練は、確かに訓練期間が短いもので1から3カ月、6カ月、最近は長期で1年、2年看護学校で実施するものや、介護の学校等に行くような訓練も増えている。通院の配慮も今後必要。訓練内容も、離職者の方だけではなく、在職者向けの内容も増えているので、要望として、ポリテクセンターにも伝えていきたい。

(委員)

・県職員の常勤5名のうち、全盲の方と弱視の方の割合を教えてください。

・ワークステーションの件について既にその事業をやっているのか。やっていけば視覚障害者がいるかどうか。

・これからの受験について、視覚障害者を受け入れる余地があるのか。また、年齢制限はあるのか。

(事務局)

・視覚障害の方で重度の方がいる。今年ではなく以前に採用している。

・正職員の採用試験は、3名知事部局で募集をしており、視覚障害など種別にかかわらず受験していただくことが可能。また年齢制限は39歳となっている。

(委員)

・ワークステーションの非常勤も同じか。

(事務局)

・年齢制限はない。

(委員)

・障害の種別は。

(事務局)

・特にない。

(委員)

- ・稼働しているのか。

(事務局)

- ・6月から、あくまでも県庁内各課の業務、例えば封書の発送やテープ起こしなど、共通的な業務を集中して担い、終われば課に返すといった業務をしている。

(委員)

- ・視覚障害者はいるか。

(事務局)

- ・視力障害手帳2級の方が1名。文字を拡大する機器などを揃えており、これを使って業務をしている。

(委員)

- ・5人いて1人が全く見えない方で、他の4人の方は弱視ということか。
- ・種別でいうと視力障害で、弱視と言うのは杖を持たなければ歩けないくらいの方と思ってもらったらよい。

(事務局)

- ・確認して回答する。

(会長)

- ・会が終わるまでに分かるのであれば後ほど回答を。

(委員)

- ・県庁はダブルカウントを止めてほしい。実人数で雇用率2.5%にぜひチャレンジしてもらいたい。そうすれば、全体の雇用率は上がる。実人数で暗算すると、大体2%。もう少し頑張ったら2.5にいけると思う。

(委員)

- ・受験案内を大まかに確認したが、基本的に手帳がないと受験できないということか。知的障害であれば、鑑定書がないと受験できないということか。
- ・自閉症や発達障害でいうと、知的がなくコミュニケーションが難しかったり、社会性が低く、発達障害のような特性の方もいると思うが、そういった方も療育手帳を取らなくては受験できないのか。

(事務局)

- ・あくまでも公務員の採用試験であるため、現時点では一定の要件を構えている。ただ、今後については検討していかなければと思っている。

(委員)

- ・確認だが、今はアスペルガーやADHDの判定を受けている方で、手帳を改めて取りたい場合は、2級の療育手帳が取れるのか。以前は知的障害がなければ取れなかった。

(事務局)

- ・発達障害でASDとかADHDの場合、手帳は知的障害がない方については精神保健福祉手帳が対象。確か、今回のワークステーションの応募者の中にもASD、自閉症、アスペルガー等の障害名で手帳を交付されている方もいたと聞いている。療育手帳ではなく、精神保健福祉手帳を申請していただくということを周知していただきたい。

(委員)

- ・雇用者10名の障害のある方の分け方で、今の分け方では発達障害の方はいなかったと思うが、障害分類は昔から身体、知的、精神のような分け方があり、療育手帳でも

重度の自閉症があっても、区分が知的だけになっている。知的ではなく発達障害、自閉症とは言わずアスペルガーなどいろんなものを含めて発達障害というように、発達障害の区分を加えてもらえれば分かりやすい。

・面接がペーパーではなく、個人の人柄を見る面接になっているが、発達障害などの障害がある方は、面接でなかなか理解してもらおう事が難しいが、障害に理解のある方が面接員にいるのか。

(事務局)

・障害の種別の表記の仕方は、こういった種別の手帳を持っているかということ。  
・面接のやり方に関しては、まだまだ不勉強なのでこれから研究していく必要がある。本人の希望する仕事と、こちらが用意する業務内容等など、ミスマッチのないように取り組んでいきたい。

(委員)

・障害のある方の理解してもらいにくい部分について、面接する側に勉強してもらったうえでの、採用をお願いしたい。

(事務局)

・少し前にいただいた視覚障害のある方の雇用状況について、正職員と非常勤を含めて、全盲の方が一人、視力障害の1，2級の重度の方と視野障害の方の合計4人、重度ではない方が一人という内訳になる。

(委員)

・スキルがあるのであれば、障害の重い方を雇用するようお願いしたい。

### (3) バリアフリー観光推進事業について

(委員)

・聞こえない方に対し、こういったバリアフリーの内容で対応したいと考えているか。

(事務局)

・相談窓口では筆談となるが、今後受ける相談の中で、当事者の方に一番良い方法で相談を受けることができるよう、個別に検討していきたい。

(委員)

・ホームページへのアクセスができない方への対応をどう考えているか。

(事務局)

・どのようなことをすれば良いか、事前に当事者の方に相談し、高知に来てもらえるような情報発信の仕組みを検討したい。ただちに全ての情報を完璧にしていくのは難しいため、まずは窓口を開設し、しっかりと情報提供できる取組を進めていきたい。

(委員)

・以前、観光案内所で外国の観光客の方に対しては職員が英語で対応していたが、聞こえない人が手話で話しかけても、手話で対応できる職員がいない現状があった。また、観光地に行くと、韓国語や英語の字幕や音声はあるが手話による案内等はない。緊急時にも困るし、高知県在住の聞こえない人も観光したい、もっと知りたい、長い間分からないままの観光場所も何カ所もあるので、考えていただきたい。

(事務局)

・高知県内の方にも、高知県内の良いところを見てもらいたいと思っている。手話の



できる方とすぐに連絡が取れるような福祉関連施設との連携や、新しいIT機器の利用により対応していきたい。高知県として皆さんと一緒に高知県の観光を楽しんでもらえる環境づくりを進めたい。

(委員)

・関係機関と連携ですぐ来てもらうでは話にならない。手話通訳者を養成するとか、観光ボランティアの中で手話通訳ができる人を増やすなどがなければ解決しないという趣旨の意見ではないか。

(事務局)

・手話通訳を来年度すぐに養成するのは難しい。例えば、外国語対応も紙に書いた表記で対応していたりする。バリアフリー対応も手話通訳養成、IT機器利用、表記で対応など様々工夫していきたい。

(会長)

・今日この場ですぐ結論を出す話にならない。委員からの意見を受け、課題意識をもって今後検討してもらいたい。

(事務局)

・手話などの情報保障については、最初の議題であった障害者差別解消法に関する条例のなかでも検討項目になっている。全県下で情報保障として手話の手段が取れるような内容も条例に盛り込んでいきたいと考えている。

(委員)

・根本的な問題が解決できていない。観光のホームページでバリア情報（段差の有無など）を紹介されても、障害がある人がその観光地にアクセス出来ない限りバリアフリー情報ではない。ハード面の予算がどうなのか、示された資料では分からない。

・8月にパラリンピックが開催された長野県に行った際に、宿泊予定のホテルの入り口に段差があり別のホテルに宿泊した。パラリンピックが開催された県でさえこの状況。高知県のホテルはバリアフリー化が比較的進んでいるが、バリアを解消しなければ、何か情報を掲載した、更新した、来てくださいでは本質的なバリアフリー情報にならない。

(事務局)

・その通りである。バリアフリーを必要とするのは障害のある人のみでなく、高齢者も含まれる。障害の特性や個々の状況すべてに対応できるバリアフリーは難しい。施設のハード整備は非常に費用がかかる。現在、県内の旅館、ホテル、観光地は、南海トラフ地震への対策や施設老朽化対策などハード整備を進めている。

・障害の状態も個人により異なるので、各施設等の段差など情報が事前に分かることで、自分はこれくらいの段差ならひとりで行ける、あるいは介助者がいれば行けるなど、判断材料にしてもらえたらと考えている。

(委員)

・それはバリアフリーとは言わないのではないか。

(事務局)

・バリア情報の説明という言い方をさせてもらっている。

(委員)

・南海トラフ地震対策のハード整備や、施設の老朽化対策と合わせてバリアフリー対策も行えばいいのではないか。

(事務局)

・例えば、観光施設やホテル・旅館などが改修工事をする際は、県の補助金を活用し、トイレには最低1つは多目的トイレを作ってくださいとお願いをして、改修しているところもある。

(委員)

・改修について、高知県ひとにやさしいまちづくり条例との関連はどうか。

(事務局)

・既存施設の大規模改修、50%以上の面積の改修の場合は、条例対象となる。

(会長)

・まだ取組みは始まったばかりということ。

(委員)

・ゴールがもう少し見えるような事業にしてほしい。

(委員)

・平成21、22年頃、広島に住むミオパチーという神経難病の女性が、車椅子で来高するためJR特急南風に乗った。指定席を取り、事前に南風について調べたり、詳しく打合せをして乗ったが、座席のある車両には車椅子が入らないため、デッキに居なければならなかった。乗車中、車椅子の本人は大丈夫だったが、付き添いのヘルパーは、車両が揺れるため、具合が悪くなってしまったが、帰りもその状態で帰らなければならなかった。

・私たちは、中四国の中で持ち回りで勉強会を開催しているのに、車椅子の人が障害のない人と同じように特急車両に乗って高知駅まで来れない状況について、県障害福祉課、交通運輸政策課、おもてなし課、JR四国も入ってもらい協議をした。

・県も、あまりJRの企業方針等に介入できないということだったが、障害のある人はまず、障害のない人と同じ条件で電車に乗って高知まで来られない。県ホームページで、バリアフリーの施設もありますよ、いい所もありますよと宣伝する前の問題である。当時、同じ時期に、新幹線を四国へ入れるという話もあったが、言葉は悪いがふざけるなと思った。

・今は、車椅子でも乗れる車両が、1両ぐらいあるらしいが、JR特急南風にはそのような車両は含まれていない。この問題をまず、解消しなければ車椅子の人を電車で高知に来てくださいと言えないのではないかと。

(事務局)

・おもてなし県民会議の中で、バリアフリー推進のため、観光関係の部会を開催しており、JR四国をはじめ、交通機関関係者にも入ってもらっている。会合を重ねるなかで、交通関係機関にも、少しずつバリアフリー対策の重要性を理解をいただいている。

・JR四国の車両については、新たに購入などは、なかなか費用がかかる。ソフト面での対応は、JR四国や、とさでん交通なども力を入れてくださっている。

・先ほど、会長の発言にあったように、バリアフリー推進観光は、始まったばかりの取組みであるため、課題に対応しながら、皆さんに楽しんでいただけるような高知県の観光を作っていきたい。

(会長)

・時間の関係もあるため、議事については以上とする。その他、事務局より前回協議会の質疑に関して、補足の説明がある。

(4) その他報告事項について

(委員)

・療育福祉センターの利用者というか、いわゆる患者の初診待機はどういう状況か。

(事務局)

・過去には1年半から2年ほど待っていただく状況があったが、現在は医師、スタッフの努力により、利用者の年齢層にもよるが、4カ月から6、7カ月程度まで短縮できている。

(委員)

・DISCO 認定医師（国際的に認められた自閉症スペクトラムを中心とする発達障害の診断・評価を行うことができる専門医）について、県外に出たり若干の減少はあったとしても、30人ぐらいの方が現在県内にいるということか。

(事務局)

・年度ごとの人数を足し込む見方の表ではないので、県外転出や休職中の医師を除き、平成29、30年度は、10名となっている。

(委員)

・その10名の医師は、発達障害の外来診療を実施しているのか。

(事務局)

・DISCO 認定を受けている医師は、県内、県外に転出医師も含め全員、非常勤、嘱託という立場で、県内において、一定期間診ていただいている。

(委員)

・認定を受けた医師が発達障害の外来診療をしているという情報は例えば、医師が属する病院のホームページなどで公表されているのか。

(事務局)

・県内の病院の公表状況は把握できていないが、公表しているとしても少ないと思われる。

(委員)

・PRしないほうが良いのか。

(事務局)

・発達障害の診断ができる病院などの情報がほしいという声は以前からあるので、情報発信の仕方についても、検討中である。高知大学に設置している寄附講座とも連携しながら検討を深めていきたい。

(委員)

・精神科、発達障害と一概に言っても、医師によっては診断の得意、不得意があると思う。利用者の状態に合った専門医を見つけるために、いくつもの病院を回るのは大変なので、認定を受けた医師がいる等の情報は是非出してほしい。

(委員)

・最後に1点だけ確認させてほしい。障害福祉計画の進捗に関して、精神障害者の地域移行および、地域包括ケア、保健・医療・福祉関係者の協議の場の設定について、再三確認をしているが、進捗を教えてほしい。

(事務局)

・協議の場については現在、各圏域ごとに協議の場を設けるため、福祉保健所と協議をしている。可能であれば、何とか来年度には各圏域で協議の場を設定し、協議を始

められるようにしたい。

(委員)

・第5期障害福祉計画を把握しているのか。協議の場は、県で1つ、各圏域、そして各市町村に設置と目標に掲げられている。協議の場を早急に設けてくださいと再々お願いしてきたが、来年度設置とはどういうことか。

(事務局)

・各圏域、県の協議の場も必要であると認識している。各圏域で、それぞれ状況が違っており、現在、どのように設置していけば良いか、福祉保健所を中心に話し合っているところ。どうにか早い時期にと思っているが、予定が遅れている状況。

(委員)

・精神科に入院している人の高齢化が進んでいる。高齢になればなるほど退院は難しくなる。待ったなしの状況であり、急いで取り組んでほしいと再三言ってきた。次年度に協議の場設置と言っている場合でなく、スピード感を持って取り組んでほしい。

(会長)

・部長から、これについてコメントはあるか。

(事務局)

・協議の場は、長期入院している精神障害のある方には本当に重要。スピード感を持って、着実に取り組んでいきたい。